

議案第117号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
大字土橋	角 地	1371の1、1371の3から1371の6まで、 1372の1、1372の3、1372の4	土 橋	
	池 田	1466の1から1466の3まで、1467、1468の1、 1468の2、1469の1から1469の3まで、 1470の1から1470の3まで、1471の1、 1471の2、1472の1から1472の3まで、 1473の1、1473の2、1473の5、1473の6、 1474の1、1474の4、1475の1、1475の2、 1476の1から1476の3まで、1480の4、 1480の6		

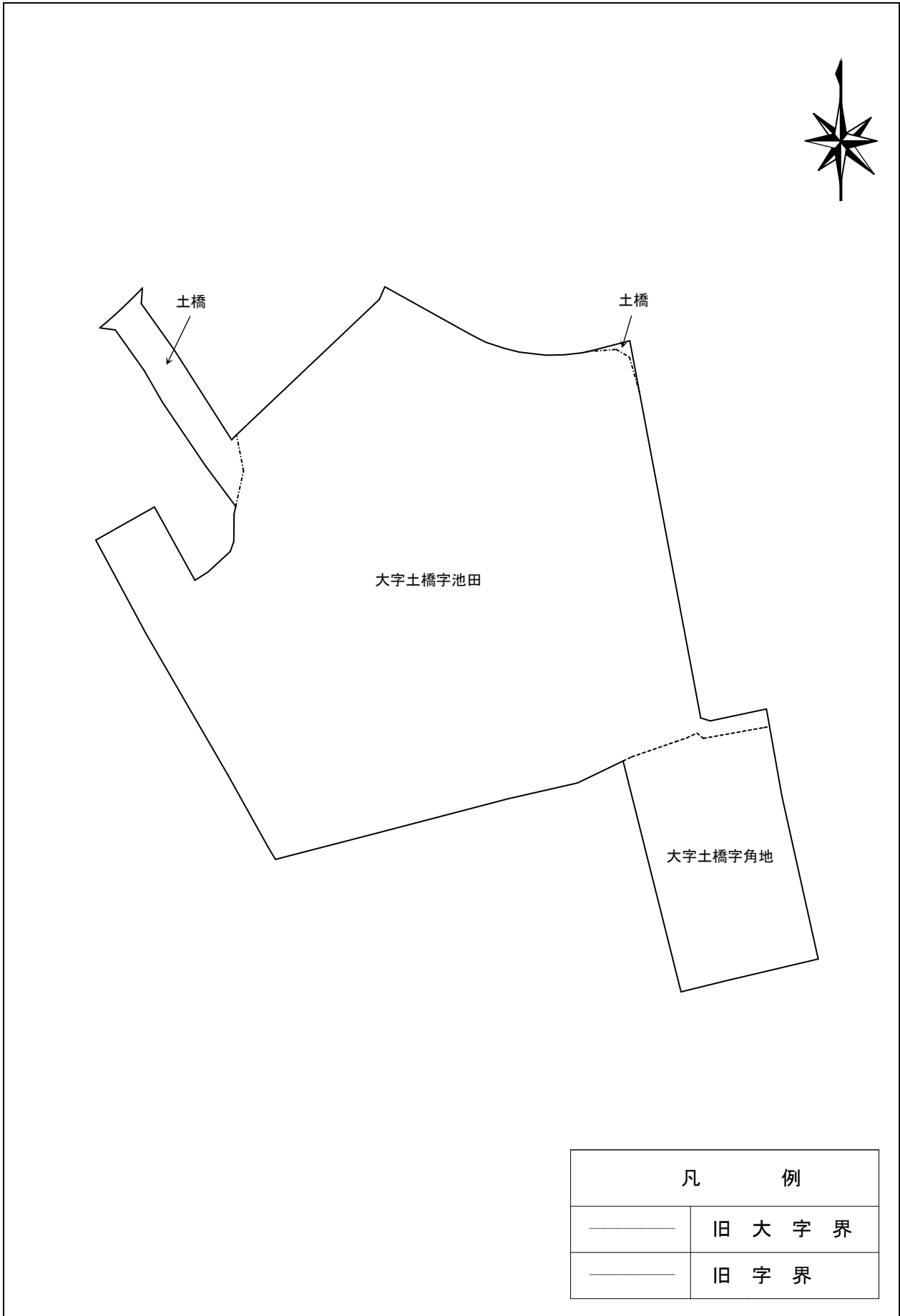
及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和5年10月25日現在の登記簿による。

土橋第三地区土地区画整理事業 位置図



土橋第三地区土地区画整理事業
町（字）の区域並びに名称変更前図



土橋第三地区土地区画整理事業
町（字）の区域並びに名称変更図

